愛知教育大学ハラスメント相談員に関する細則

２０２６年１０月１日
細　則　第　９　号

（趣旨）

第１条　この細則は、愛知教育大学におけるハラスメント及び性暴力等の防止等に関する規程（２０２６年規程第４６号）第９条第３項の規定に基づき、相談員、相談体制及び相談窓口に関し必要な事項を定める。

（相談員）

第２条　本学に、ハラスメント等事案に関する相談に対応するため、相談員を置く。

（構成）

第３条　相談員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 大学の教育職員　２人から４人

(2) 附属学校（園）の教育職員　３人（刈谷、名古屋、岡崎地区各１人）

(3) 事務職員等　２人から４人

(4) 健康支援センターの保健師

(5) その他学外の者

２　相談員の選任に当たっては、性別その他の属性の均衡に配慮するものとする。

３　相談員は、ハラスメント防止委員会委員を兼ねることができない。

（任期）

第４条　学内相談員の任期は２年とし、再任を妨げない。

２　欠員が生じた場合の補欠相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

（相談体制）

第５条　相談対応は、原則として複数の相談員により行うものとする。

２　相談体制は、相談内容、相談者の意向その他必要な事情を考慮して決定するものとする。

（任務）

第６条　相談員は、次に掲げる事項を行う。

(1) ハラスメント等事案に関する相談への対応

(2) 相談者に対する助言及び情報提供

(3) 調整又は調査に関する説明及び支援

(4) ハラスメント防止委員会との連絡調整

(5) 健康支援センターその他関係機関との連携

(6) その他相談対応に必要な事項

２　相談員は、相談者が調整又は調査を希望する場合には、その旨を速やかに学長へ報告するものとする。

（相談窓口）

第７条　本学は、ハラスメント等事案に関する相談窓口を設ける。

２　相談は、面談、電話、電子メールその他適切な方法により受け付けるものとする。

３　本学は、学内相談窓口のほか、学外相談窓口を設置又は利用することができる。

４　学内及び学外相談窓口に関する事項は、別に周知する。

（相談への対応）

第８条　相談員は、相談者の意思及び人格を尊重し、公正かつ適切に相談対応を行わなければならな

い。

２　相談員は、相談者が適切に判断できるよう必要な情報を提供しなければならない。

３　相談員は、相談者の同意なく相談内容を防止委員会その他関係者に伝えてはならない。ただし、相談者又は第三者の生命、身体又は安全に重大な危険があると認められる場合はこの限りでない。

４　相談員は、自らが当事者となる事案その他公正な対応が困難な事案について相談対応を行ってはならない。

（相談記録）

第９条　相談員は、相談対応の内容について必要な事項を記録しなければならない。

２　相談記録は適切に管理し、必要に応じて防止委員会へ報告するものとする。

３　相談記録の保存期間その他管理に関し必要な事項は、別に定める。

（秘密保持）

第１０条　相談員は、相談対応により知り得た個人情報その他の秘密を漏らしてはならない。

２　前項の義務は、相談員を退いた後も同様とする。

（事務）

第１１条　相談員に関する事務は、人事労務課において行う。

（雑則）

第１２条　この細則に定めるもののほか、相談員の運営に関し必要な事項は、ハラスメント防止委員会が別に定める。

附　則

この細則は、２０２６年１０月１日から施行する。